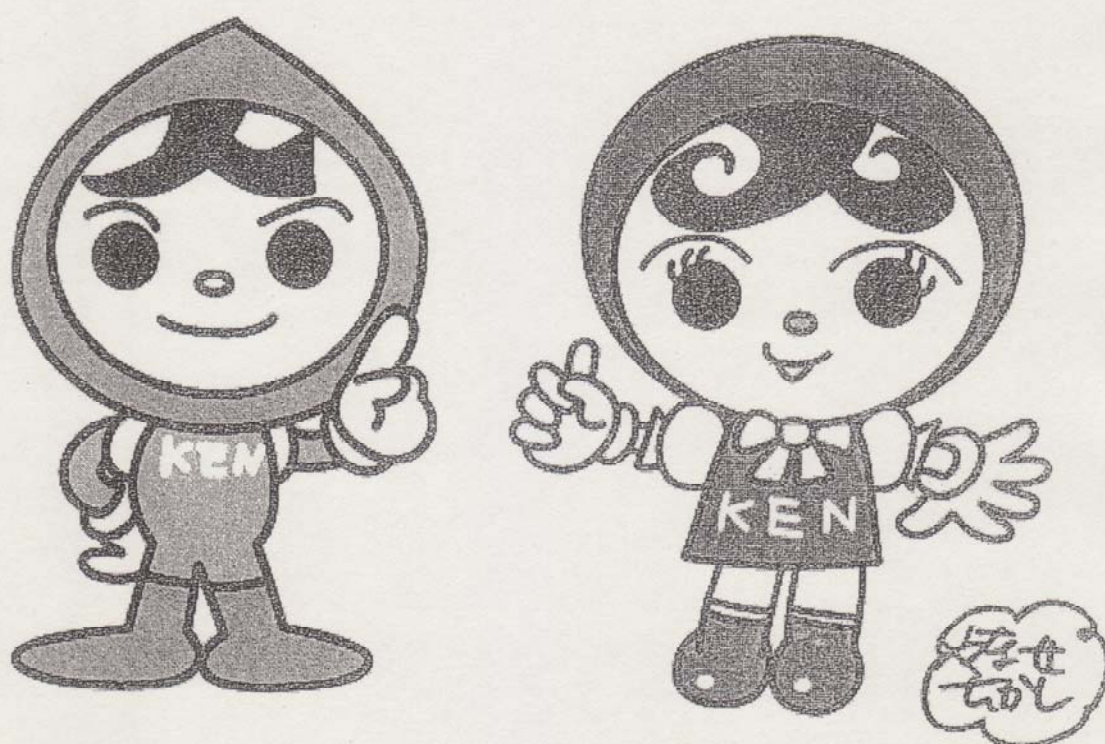


平成18年・人権擁護活動の概況



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

京 都 地 方 法 務 局

京都府人権擁護委員連合会

目 次

I	人権擁護機関	1
1	法務省人権擁護局とその下部機関	1
2	人権擁護委員	1
II	人権擁護活動の概要	4
1	人権侵犯事件	4
(1)	事件の取扱い	4
(2)	事案の傾向と対策	5
(3)	受理状況	6
(4)	具体的な取組例	8
(5)	処理状況	9
(6)	同和差別落書等の事案	9
(7)	人権調整専門委員制度	10
2	人権相談	11
(1)	女性の人権ホットライン	11
(2)	子どもの人権110番	11
(3)	高齢者福祉施設における特設人権相談所	11
3	人権啓発活動	12
(1)	啓発活動重点目標	13
(2)	第58回人権週間	15
(3)	えせ同和行為排除の啓発	16
(4)	「人権の花」運動	17
(5)	中学生人権作文コンテスト	18
(6)	人権教室の開催について	19
(7)	子どもの人権SOSミニレター等の取組について	20
4	法律扶助	20
5	子どもの人権専門委員の活動	21
6	ネットワーク協議会の活動	23

I 人権擁護機関

国民の基本的人権の尊重は、日本国憲法（昭和22年5月3日施行）における最も重要な基本理念の一つであり、国会、裁判所、国の行政機関及び地方公共団体等は、いずれもそれぞれの立場から国民の基本的人権の擁護にあたっていますが、法務省には、特に人権擁護の仕事を専門に担当する機関（人権擁護機関）が次のとおり設けられています。

1 法務省人権擁護局とその下部機関

国民の人権擁護に携わる国の行政機関として、法務省に人権擁護局が、その下部機関として、全国8か所の法務局に人権擁護部、42か所の地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、人権擁護のための活動を行っています。また、法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権擁護の事務を行っています。

京都府内では、京都地方法務局（本局）に人権擁護課が置かれ、管内に宇治、園部、宮津、京丹後、舞鶴及び福知山の6支局が設置されており、それぞれ人権擁護に関する企画及び啓発活動、人権侵犯事件の調査救済、人権相談等の業務を行っています。

2 人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであり、諸外国にも例をみないものです。

人権擁護委員の委嘱については、次のように民主的で慎重な手続が人権擁護委員法で定められています。

- ① 市町村長が地域住民の中から、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある人を市町村議会の意見を聴いて、その候補者として法務大臣に推薦する。
- ② 法務大臣は、候補者について、さらに弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に意見を求めた上で委嘱する。

現在、約14,000人の人権擁護委員が、全国の市町村に配

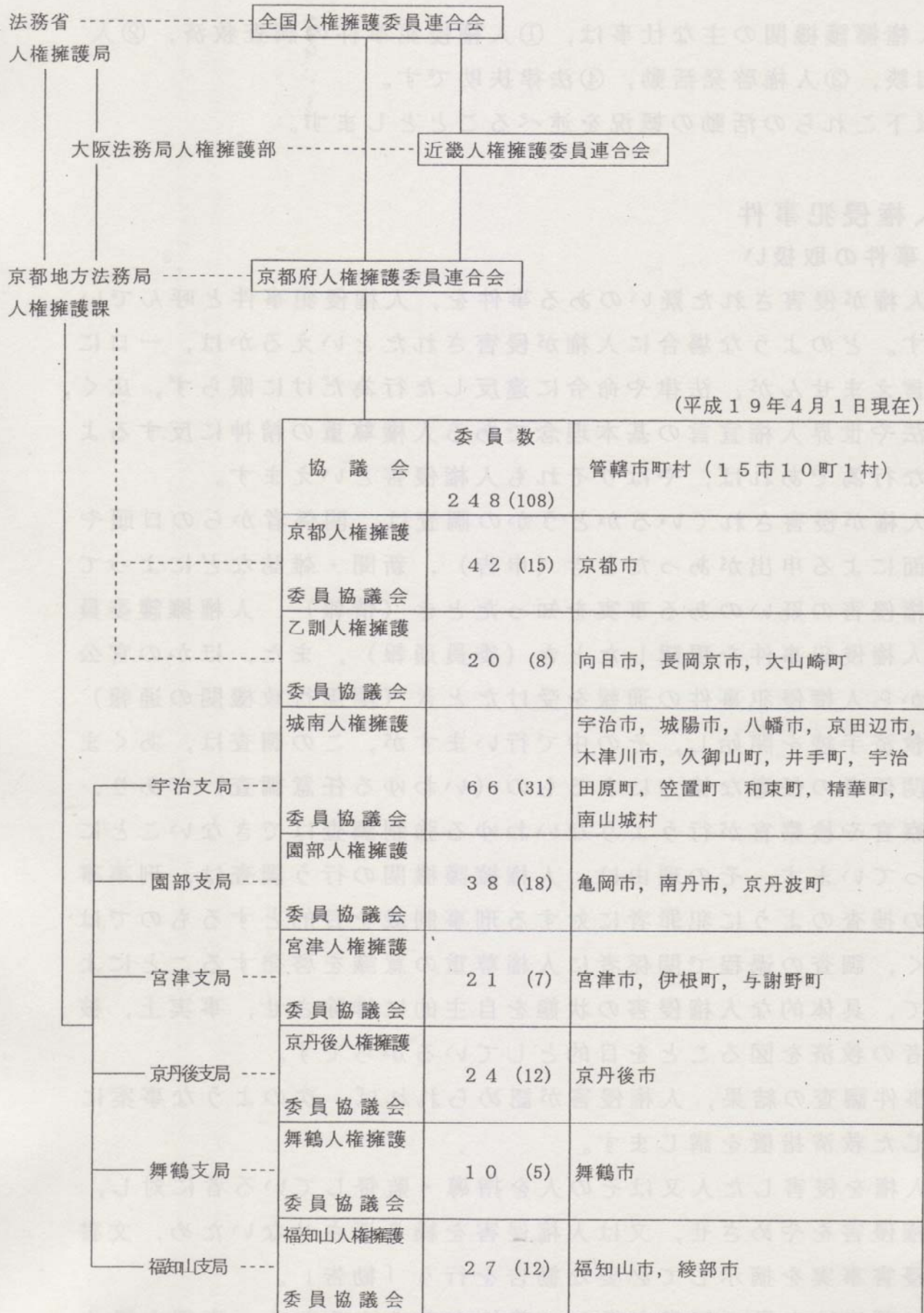
置されています。京都地方法務局管内では、平成19年4月1日現在248名（うち女性委員108名）の委員が各市町村に配置され、地域の住民が人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局の人権相談所や市役所などの公共施設・デパート等において住民の皆さんからの人権相談を受けるなど、積極的な活動を行っています。

そして、人権擁護委員の法律上の組織体として「人権擁護委員協議会」、「都道府県人権擁護委員連合会」及び「全国人権擁護委員連合会」があり、これらの組織は、人権擁護委員がお互いの職務についての連絡調整や、情報交換を行い、また、職務に関する研究や意見を発表し、さらに、必要に応じて関係機関に意見を述べるなどの重要な活動をしています。

また、全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」を開設したり、地域住民に人権への理解を深めるための啓発活動などに取り組んでいます。

なお、京都府内には、京都府人権擁護委員連合会と8つの協議会が設置されています（図1参照）。

図1 京都地方法務局及び京都府人権擁護委員連合会機構図



() は女性委員数

Ⅱ 人権擁護活動の概要

人権擁護機関の主な仕事は、①人権侵犯事件の調査救済、②人権相談、③人権啓発活動、④法律扶助です。

以下これらの活動の概況を述べることにします。

1 人権侵犯事件

(1) 事件の取扱い

人権が侵害された疑いのある事件を、人権侵犯事件と呼んでいます。どのような場合に人権が侵害されたといえるかは、一口には言えませんが、法律や命令に違反した行為だけに限らず、広く、憲法や世界人権宣言の基本理念である人権尊重の精神に反するような行為であれば、やはりそれも人権侵害といえます。

人権が侵害されているかどうかの調査は、関係者からの口頭や書面による申出があったとき（申告）、新聞・雑誌などによって人権侵害の疑いのある事実を知ったとき（情報）、人権擁護委員が人権侵犯事件を現認したとき（委員通報）、また、ほかの官公署から人権侵犯事件の通報を受けたとき（関係行政機関の通報）に救済手続を開始し、その中で行いますが、この調査は、あくまで関係者の任意な協力によるもの（いわゆる任意調査）であり、警察官や検察官が行うようないわゆる強制調査はできないことになっています。その理由は、人権擁護機関の行う調査は、刑事事件の捜査のように犯罪者に対する刑事制裁を目的とするものではなく、調査の過程で関係者に人権尊重の意識を啓発することによって、具体的な人権侵害の状態を自主的に排除させ、事実上、被害者の救済を図ることを目的としているからです。

事件調査の結果、人権侵害が認められれば、次のような事案に応じた救済措置を講じます。

人権を侵害した人又はその人を指導・監督している者に対し、人権侵害をやめさせ、又は人権侵害を繰り返させないため、文書で侵害事実を摘示して必要な勧告を行う「勧告」。

口頭又は文書で反省を促し、善処方を求めるため、事理を説く

「説示」。

人権侵害による被害の救済又は予防について、実効的な対応をすることができる者に対して必要な措置をとることを要請する「要請」。

関係行政機関に文書で人権侵害の事実を通告し、適切な措置の発動を求める「通告」。

人権侵害の事実が犯罪を構成しているときは、刑事事件として捜査機関に告発する「告発」。

といった措置を講じます。

さらに、事案の内容によっては、実効的な救済措置がとれる関係行政機関等への紹介や、法律扶助に関するあっせん、法律上の助言その他相当と認める「援助」や、近隣住民間において起こっている嫌がらせ行為について、近隣住民間の関係を調整して同行為を解消させるなどの「調整」の措置を講じます。

その他には、人権侵害の事実が認められても、事案の軽重や相手方の反省の程度、社会的制裁や懲戒の有無を考慮し、特段の措置を採らないことが相当と認められる場合には「措置猶予」、調査を行うについて著しい障害がある等調査を続行することが相当でないと認められるときには「中止」、申告の撤回等により調査を終結することが相当と認められるときには「打切り」などの処理区分もあります。

調査の過程において、人権尊重の理念に対する理解を深めるための啓発を行うことが相当と認める事実に接したときは、事件の関係者に対し、又は地域社会において、事案に応じた啓発を行います。

(2) 事案の傾向と対策

平成18年の京都地方法務局における人権侵犯事案を見てみると、公務員の職務執行に伴うものが依然として後を絶たない状況にあり、今後とも、公務員としての法令遵守と人権尊重についての認識の向上を図るための積極的な啓発活動を推進していく必要があると考えております。

また、私人によるものについては、個人の権利意識が向上した反面、他人の権利を顧みない風潮や権利と権利の衝突、さらには同和問題、女性の問題、高齢者や障害者の問題、外国人問題等にみられるように差別意識や偏見に基づくものがいまだに残っていることがうかがわれます。

さらに、同和地区住民及び外国人に対する差別落書は依然として後を絶たず、最近ではインターネットの匿名性、情報発信の簡便性を悪用し、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現や有害な情報を掲載するという、人権にかかわる新たな問題が発生しており、これらの行為がいかにか人の心を傷つけるものであるかを自覚してもらうため、一層の啓発活動に取り組む必要があると考えております。

(3) 受理状況

第1表は、平成17年及び平成18年に新規に受理した人権侵犯事件数と受理の態様の推移を示したものです。

受理の態様は、ほとんどが「申告」で占められています。

第1表 人権侵犯事件受理件数及び受理の態様

区分 年別	人 権 侵 犯 事 件							
	受 理 件 数			受 理 の 態 様				
	公務員の職務執行に伴うもの	私人によるもの	計	申 告	情 報	委員通報	関係官公署の通報	その他
平成17年	106	439	545	531	11	0	3	0
平成18年	93	521	614	591	18	0	4	1

第2表は、平成17年及び平成18年の公務員の職務執行に伴う人権侵犯事件の新規受理件数の比較表です。

第2表 公務員の職務執行に伴う人権侵犯事件の内容

件名 年別	特別公務員による侵犯	教育職員による侵犯	刑務職員による侵犯	その他の公務員による侵犯	合 計
平成17年	16	78	4	8	106
平成18年	7	65	10	11	93

公務員の職務執行に伴う人権侵犯事件のうち、教育職員の児童・生徒に対する体罰や行き過ぎた指導、「いじめ」に対する取組不足などが、依然として多数を占めています。

第3表は、私人による人権侵犯事件の新規受理件数の多い6類型につき、平成17年と平成18年の推移を比べたものです。

第3表 私人（公務員以外）による人権侵犯事件の内容

件名 年別	強 制 強 要	住 居 の 安 全 対 対 す 犯 侵	暴 行 虐 待	名 誉 ・ 信 用 等 対 す 犯 侵	労 働 権 に 対 対 す 犯 侵	差 別 待 遇
平成17年	6 2	9 9	7 4	5 5	5 6	3 5
平成18年	6 4	1 1 8	9 4	7 0	5 2	5 9

強制強要の内容は、親が子の結婚を妨害したり、夫が妻に離婚を強要するなどのほか、最近ではセクシュアルハラスメント、ストーカー行為といった事例が多くなっております。

また、名誉信用等に対する侵犯の内容は、社会的評価、侮辱的言動、名誉を毀損するような言動等を言い、プライバシーに関する侵犯も含まれています。近年では相隣間におけるもののほか、インターネットを悪用した名誉侵害やプライバシーの侵害が横行し、人権擁護の点からも看過することのできない問題となっています。

さらに、労働権に対する侵犯については、労働局等と緊密な連携をとって調査する必要があるものが多く、被害者の救済の観点からそれらの機関に行政指導等を要請するのが相当とするケースが見られます。

なお、住居の安全に対する侵犯の増加は、いわゆる「振り込め詐欺」の多発によるものが主な要因となっています。

差別待遇とは、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は国籍等により、政治的、経済的又は社会的関係において不平等、不利益な取扱いをすること等です。この中には、就職や結婚等の機会に差別される同和問題に関するものや、外国人差別が含まれています。

当局及び人権擁護委員は同和問題の早急な解決に向け、国の機関及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会等と緊密な連携をもって、総力を挙げて粘り強く取り組んできていますが、今なお差別事件が発生しており、なお一層創意工夫を凝らした啓発活動に積極的に取り組む必要があると考えております。

最後に、暴行虐待については、高齢者、児童、障害者らに対する暴行・虐待などの行為で、近年、夫や交際相手から暴力や暴言を受けるといったドメスティック・バイオレンスが増加しており、今後とも専門機関と連携を取りながら、被害者の一時保護等実効的な救済を図っていく必要があると考えています。

(4) 具体的な取組例

ア 会社経営者によるセクハラ

会社経営者である男性が、自社に勤務する女性社員の体を触るなどのセクハラ行為を行っていたことが認められたため、その男性に対して、自らの行為の不当性を強く認識・自戒させるとともに、女性の人権について正しい理解をさせ、経営者として男女雇用機会均等法等の主旨を十分に尊重し、女性にとって働きやすい職場とするよう口頭による「説示」を行いました。

イ 会社内での社員間の会話における同和差別発言

会社員が、社内での同僚との会話の中で、偏見に基づいた同和地区住民に対する差別を助長する発言があったと認められたため、その社員に対して、差別がいかに不当なものであるかを強く認識・自戒させるとともに、同和問題を正しく理解するよう口頭による「説示」を行いました。

ウ 父子家庭におけるネグレクト

父親が、中学生の子どもに対して、毎月2万円の生活費を手渡してはいたものの、自らは自宅へはほとんど帰らない状況が続け、子どもの扶養を放棄していたことから、生活費を使い果たした子どもは、食事に窮する状況に陥っていたことが認められたため、在学中の中学校及び児童相談所と連携し、対応した結果、児童相談所において保護するに至ったことから、「要

請」として処理しました。

エ インターネット掲示板での同和差別

インターネット上の掲示板に、同和問題に関する差別や偏見を助長する内容が書き込まれたことから、当該掲示板の管理者に対して、該当する書込の削除を「要請」しました。

オ 特定の個人を誹謗・中傷するビラの掲出

住宅地のバス停付近において、特定の個人の氏名、住所、電話番号等を明記し、同人を誹謗・中傷する内容のビラが掲出されたが、当該ビラを掲出した者を特定することができなかったことから、自治体と連携して地域啓発を実施し、「啓発」として処理しました。

(5) 処理状況

平成17年及び平成18年の人権侵犯事件の処理の推移は、第4表のとおりです。

第4表 人権侵犯事件処理別件数比較表

区分 年別	処 理 区 分							
	侵 犯 事 実 有					不 存 在 不 明 確	そ の 他	計
	勸告等	説示	援 助	処置 猶予	要請			
平成17年	0	2	5 1 0	4	2	3 8	8	5 6 4
平成18年	1	1	5 5 6	3	4	3 4	2 1	6 2 1

(6) 同和差別落書等の事案

同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると表明した昭和40年8月の同和対策審議会答申以来、法務省の人権擁護機関はもちろんのこと、国の各機関や地方自治体等においても同和問題の解決に鋭意努めてきたところですが、同和地区住民に対する差別事象は、依然後を断たない状況にあります。

差別落書の内容には、同和地区住民を侮蔑する賤称語を使って誹謗、中傷するもの等が見られます。また、落書きは公共施設に多く発生しており、しつように繰り返されるといった傾向が見ら

れます。

これら差別事象の防止，根絶のためには，行為者はもとより，国民に対する啓発活動が必要であり，このような落書きを生む背景となっている心理的土壌が改められない限り解決しないとの認識に立って，今後とも一層根気強く，効果的な啓発活動を推進していかなければならないと考えています。

(7) 人権調整専門委員制度

人権侵犯事件の調査・救済の目的は，人権を侵害した人や関係者に対し，人権尊重の重要性や必要性など人権尊重の思想を啓発することにより，人権を侵害した人をして自主的，自発的にその行為の中止又は被害の回復をさせ，被害者の実質的な救済を図ることにあります。

しかし，事件の中には，人権侵害に起因して当事者の間で紛争に至っているものが多く見られ，このような事件については，人権を侵害した人に対する啓発だけでは被害者の救済が期待できないものもあります。

そこで，人権擁護機関が中立・公平な立場から，当事者間の言い分を聞き，当事者双方の主張や利害を調整することにより現にある侵害を排除し，紛争の原因となっている感情的対立を解消するなど当事者間の紛争を円満に解決し，被害者の救済を図ることを重点的に取り組む制度として，平成8年7月から人権調整専門委員制度が設けられました。

人権調整専門委員は，都道府県人権擁護委員連合会区域内の人権擁護委員の中から，当該区域を管轄する法務局長又は地方法務局長が当該人権擁護委員連合会長の意見を聴いて候補者を推薦し，この推薦に基づいて法務省人権擁護局長が指名をします。指名を受けた人権調整専門委員は，法務局長又は地方法務局長が当事者間の利害を調整することが適当であると認めた人権侵犯事件について，当該局長の指定を受け，複数でグループを組んで調整に当たります。

京都地方法務局及び京都府人権擁護委員連合会では，平成10年10月1日に15名の人権調整専門委員が指名され，積極的な活動が期待されているところです。

2 人 権 相 談

人権相談とは、様々な人権問題についての相談を受け、相談者の自主的な問題解決のために適切な助言をしたり、相談者の救済が必要なものについては、人権侵犯事件として調査・救済手続きを開始するなど、相談を通じて相談者の基本的人権を擁護するとともに、相談者やその関係者に人権の大切さを広める活動をいたします。

相談を行う場所は、常設相談所、特設相談所及び自宅相談に分かれています。「常設相談所」とは、法務局・地方法務局及びその支局内に設置され、土曜・日曜及び祝祭日を除いて毎日相談に応じております。電話による相談も受け付けています。「特設相談所」とは、府庁・市役所・町村役場・広域振興局及びデパートや公民館などで臨時に開設しているものです。「自宅相談」とは、人権擁護委員が自宅において相談を受けているものです。

(1) 女性の人権ホットライン

平成12年7月からは「女性の人権ホットライン」を開設しています。専用相談電話により、悩みを持った多くの女性の人権相談に応じていますが、毎週金曜日午後1時から同4時までには、専門の女性の人権擁護委員が対応しています。また、法務省では、平成18年11月13日から19日（平日は午前8時30分から午後7時、土・日は午前8時30分から午後5時）まで全国一斉の「女性の人権ホットライン強化週間」事業を実施し、京都地方法務局においては人権擁護課に電話を増設し、女性の人権擁護委員が相談を受けました。

なお、平成18年4月から電話番号をナビダイヤル化し、全国統一の番号0570-070-810としました。

(2) 子どもの人権110番

子どもの人権に関する相談活動については、後記「5子どもの人権専門委員の活動」に記載しています。

(3) 高齢者福祉施設等における特設人権相談所

平成18年度は、人権擁護委員が中心となり、高齢者福祉施設等における特設人権相談所を、京都府内の11か所の施設において開設しました。また、相談所の開設と併せて、地元小学校の児童が育てた人権の花を贈呈したり、人権啓発ビデオの上

映会を催したり，懇談会を行ったりするなどし，入所者や施設関係者との交流を図りました。

平成17年及び平成18年の人権相談件数は，第6表に示すとおりほぼ横ばい傾向にあり，内容的には，現在の社会情勢や価値観の多様化を反映して，複雑困難なものが多くなっており，1件の相談に費やす時間が著しく長くなっているのが特徴です。

第6表 人権相談事件年別・種類別比較表

(1)公務員等の職務執行に関するもの

件名 年別	特別公務員に 関するもの	教育職員関係		学校における いじめ	刑務職員関係	その他公務員に 関するもの	合 計
		体 罰	その他				
平成17年	88	6	91	94	8	106	393
平成18年	37	15	98	112	18	61	341

(2)私人等に関するもの

件名 年別	強 制 強 要	暴 行 虐 待	住居・生活の 安全関係	プライバシー 関係	労働権関係	差 別 待 遇	その他	合 計
平成17年	174	142	541	149	163	110	1,903	3,182
平成18年	180	164	543	202	170	136	1,776	3,171

(3)年別総件数比較表

年 別	総 件 数
平成17年	3, 5 7 5
平成18年	3, 5 1 2

3 人権啓発活動

人権とは，決して私たちの日常生活とかけ離れているものではありません。一人ひとりとは皆違いますが，人権はすべての人に平等に保障されています。私たちが社会で幸せに生活していくために，欠かすことのできない権利です。

人権啓発活動の目的は，国民に対し，人権を尊重することの重要性を正しく理解してもらうことにあります。他人の人権を尊重するとともに，自分の人権を侵害されないようにするためには，

まず国民一人ひとりが「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、また「人権を侵害された場合に、これを排除し救済するための制度はどのようなになっているか」等について正しい認識を持ってもらい、これらの認識が国民の日常生活の中で態度や行動に根づくようにすることを目的としています。

啓発活動の具体的な内容は、企業や各種団体を対象とした、講演会・座談会・映画会等の開催や、マスメディアを利用した広報活動、また、ポスターの掲出、パンフレット・リーフレット等を一般市民に配布するなどしています。その他、人権啓発用映画フィルム・ビデオなどの人権学習の教材の貸与をしています。

子どもに対する啓発活動については、小学生・幼稚園児・保育園児を対象として、花の栽培を通じて児童・園児の情操を豊かにすることを目的とした「人権の花」運動、中学生を対象として、人権尊重の重要性の理解を深めてもらうことを目的とした「全国中学生人権作文コンテスト京都大会」を実施しています。

なお、平成17年度及び同18年度の啓発広報活動実施結果は、第7表のとおりです。

第7表 啓発活動実施結果表

区分 年度別	講 演 会		座 談 会		映 画 会		ラジオ放送	テレビ放送
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回 数	回 数
平成17年度	33	3,652	5	161	11	479	10	5
平成18年度	45	8,027	5	134	1	1,400	4	205

区分 年度別	有線放送	広報車巡回	新聞発表	印 刷 物 配 布 部 数		
	回 数	回 数	回 数	ポスター	パンフレット	そ の 他
平成17年度	158	130	246	1,590	175,239	716
平成18年度	31	115	275	25,354	145,274	667

(1) 啓発活動重点目標

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、様々な形態や方法による啓発活動を行っていますが、その一つに毎年その時々の社会情勢と社会的要請を勘案して全国統一の啓発活動重点目標を設定し、全国一斉に年間を通じた啓発活動を展開しています。

平成18年度の啓発活動重点目標は

(主 題) 育てよう 一人一人の 人権意識

(サブテーマ) 一思いやりの心・かけがえのない命を大切にー

と定めています。

この目標を定めた趣旨は、次のとおりです。

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。しかし、我が国の人権に関する現状を見ますと、同和問題など社会的身分や門地による不当な差別、人種、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害が今なお存在し、また、我が国社会の国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、これら様々な課題の解決に向け積極的に取り組んできたところですが、最近、物質的な豊さのみを追い求め、心の豊かさをはぐくむことに関心を持たない風潮や、他人への思いやりの心が薄れ、自己の権利のみを主張する傾向などが見受けられ、このような状況が、様々な人権侵犯事案を発生させる大きな要因となっています。とりわけ、児童、高齢者、障害者への虐待、夫・パートナーからの女性に対する暴力、小中学生による殺傷事件など、残忍で人の生命を軽んじるような痛ましい事案が多発するなど憂慮すべき状況にあります。

平成14年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」は国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することの重要性を指摘するとともに、生命の尊さ・大切さや・自己のかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要があるとしています。今まさに、「思いやりの心」と「かけがえのない命」を大切にすることを、国民一人一人の心に訴える啓発活動が求められていると言えます。

そこで、人権の世紀といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が人権の意義や重要性に関する知識を確実に身に付けるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権意識をはぐくむことができるよう、一

層の創意工夫を凝らした啓発活動を行っていく必要があります。このような視点から、本年度の啓発活動重点目標を「育てよう一人一人の人権意識」、サブテーマを「一思いやりの心・かけがえのない命を大切に」と定め、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育てていくような啓発活動を積極的に展開してきました。

京都地方法務局と京都府人権擁護委員連合会では、この啓発活動重点目標に加え、次のとおり独自の目標を定めて、より積極的、効果的な啓発活動の推進を図っています。

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切に作る心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう

- 在日韓国・朝鮮人に対する嫌がらせをなくそう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

(2) 第58回人権週間

国際連合は、1948年（昭和23年）12月10日の第3回総会で、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準となるべき世界人権宣言を採択しました。国際連合は、その2年後の1950年（昭和25年）12月4日第5回総会において、この宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、この日を国

際連合が世界人権宣言を採択したことを祝賀する日として、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、関係行政機関等の協力を得て、毎年12月10日を最終日とする1週間、すなわち、12月4日から10日までを「人権週間」と定め、広く国民に人権意識の普及高揚を呼びかける各種の記念行事、啓発活動を実施することになっています。

京都地方法務局及び京都府人権擁護委員連合会においても、京都府、京都市をはじめ多くの関係機関の協力を得て、平成18年12月4日に京都市内で街頭パレード及び街頭啓発を実施したほか、12月中、府内の主要なところでの街頭啓発、特設人権相談所の開設、市町村広報紙への記事の掲載及びポスター・懸垂幕・立看板等の掲出、広報車の巡回等多彩な啓発活動を行いました。

また、「人権週間」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日から16日）」の周知のために、12月2日から9日までの8日間、地下鉄東西線の全車両に中吊りポスターを掲出しました。

(3) えせ同和行為排除の啓発

同和問題の解決のために種々の啓発活動を展開しているところですが、心理的な差別の解消については、今なお十分とはいえない状況にあります。特に、「同和はこわい」という誤った意識に乗じ、同和問題を口実にして企業や官公署などに不当な利益や義務なきことを求める「えせ同和行為」は、平成8年5月17日の地域改善対策協議会の意見具申にも指摘されているように、これまでになされた教育や啓発の効果を一举にくつがえし、同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっているばかりでなく、適正な行政推進の障害ともなっており、これを排除することが現在も重要な課題になっています。

法務省人権擁護局では、昭和60年以来、えせ同和行為排除のための啓発活動に取り組んでいますが、昭和62年6月以降

は全省庁の参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」も設置され、政府一体となってえせ同和行為排除の取組を行ってきています。

京都地方法務局においても国の行政機関、京都府警察本部等で、「えせ同和行為対策関係機関連絡会」（26機関で構成）を組織し、えせ同和行為排除のための情報や意見の交換、さらには啓発活動に取り組んでいます。

法務省人権擁護局では、えせ同和行為排除のための啓発活動の一つとして、昭和62年以降8回にわたって、えせ同和行為実態把握のためのアンケート調査を実施していますが、平成15年1月に実施した第8回のえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果によると、応諾率及び1事業所当たりの要求件数は減少傾向にあって一定の啓発効果が認められ、特に応諾率の減少は大きく、えせ同和行為の要求に対する事業所のガードが固くなったと見ることができるものの、被害率については前回（第7回、平成12年）の調査結果を上回っており、特に西日本では、ほぼ全域で被害率が急増し、依然としてえせ同和行為による被害が深刻な状況にあることが明らかとなっています。

このような実情にあることから、今後も関係機関と連携をとるとともに、企業、行政機関に対し当局が開設している相談窓口の利用を呼びかけるなど、今後ともねばり強く啓発に努めたいと考えています。

(4) 「人権の花」運動

「人権の花」運動は、主に小学生を中心として全国の法務局・地方法務局、人権擁護委員連合会で実施している啓発活動です。

この活動は、配布した花の種子、球根などを、児童が協力して育成することを通して、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権思想をはぐくみ情操をより豊かなものにすることを目的としたものです。

また、育てた花を、高齢者施設のお年寄りや日頃お世話になっている人々に贈ったり、写生会や観賞会を開催するなどの機

会をとらえて広く人権思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つとなっています。

京都地方法務局と京都府人権擁護委員連合会では、全国緑化運動の日である3月1日を「人権の花の日」とし、その時期に開花する「水仙」を「人権の花」と定め、昭和57年度から毎年多数の小学校、幼稚園、保育園等の協力を得て、実施しています。この運動を通じて家庭や地域社会の中に人権思想を浸透させる上で多大の効果を上げています。

平成18年度においては、京都府内69校（園）において実施し、球根等の贈呈式、植え付け式及び感謝状の伝達式、さらには人権教室なども併せて開催するなど、児童・園児に運動の趣旨を伝えるとともに、人権の大切さを説明し、学校全体の活動になるように、積極的な取組を行っています。

(5) 中学生人権作文コンテスト

法務省と全国人権擁護委員連合会では、昭和56年度から「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しております。

これは、次代を担う中学生の皆さんに作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めてもらうとともに、豊かな人権感覚を身につけていただくことを目的として実施しているものです。

平成18年度の全国中学生人権作文コンテスト京都地方大会では、京都府内の75校の中学校から5,758編の応募がありました。

これらの作品は、家庭や学校生活での身近な問題をはじめ、いじめをテーマにした問題、障害のある人に関する問題や戦争や平和をテーマにした作品など、広く社会に目を向けているものなど多岐にわたっていますが、いずれの作文も中学生の純粋な目で人権という問題をとらえ、真剣に考えていこうとする意欲がうかがわれるものばかりで、深い感銘を受けました。

この人権作文コンテストに応募のあった作品の中から、優秀賞12編、佳作20編を選出し、優秀賞入賞者に対しては12月25日に京都地方法務局会議室において、佳作入賞者に対しては入賞者が在籍する中学校が所在する地域の支局等において、

それぞれ表彰式を行いました。また、京都府立聾学校中学部の梅原麻友子さんの作品を全国大会に推薦したところ、法務大臣政務官賞を受賞しました。

なお、優秀作品12編については、冊子「京都人権第25集」（3,200部発行）に収録し、京都府下の中学校や図書館等に配布しました。

(6) 人権教室の開催について

人権を尊重する意識を効果的に普及させるためには、幼少年期における子どもの人権感覚を育成することが極めて重要です。そこで、法務省人権擁護局では小学生を対象に、子どもたちの身近な問題である「いじめ」について考えてもらうことにより、人権の重要性を育てることを目的に人権啓発ビデオ「プレゼント」を制作しました。そして、このビデオを小学校の総合学習の時間等を利用して鑑賞し、人権擁護委員が講師となり児童に対し、いじめられている子、いじめている子、周りで見ている子等それぞれの気持ちを考え、「いじめ」が許されないことや、止めるにはどうしたらよいか、児童の意見を聞きながら自分の人権の大切さに気づき、更に自分と同様に他の人の人権も大切であることに気づいてもらうこと等、人権感覚を育成するために人権教室を実施しました。

また、この他、全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員活動の一環として、全国の人権擁護委員から人権を題材とした話を募集し、その中から小学生低学年に親しみやすいストーリー8編を集め、親子で読める子どものための人権冊子「種をまこう」を作成しました。この冊子は、豊かな人権感覚を育んでいただくため、家庭や地域で大人が子どもに読み聞かせることで、大人自身も忘れかけていた、純粹であたたかな気持ちを取り戻すことを願い作成したものです。

京都府人権擁護委員連合会では「人権の花」運動や人権教室等の機会を利用して人権擁護委員が児童に読み聞かせたり、対話するなどの方法を取りながら直接児童に配布し、また、小学校、図書館、公民館等に備え付けてもらえるよう関係機関に依頼するなどの活動を展開しました。

(7) 子どもの人権SOSミニレター等の取組について

この取組は、全国で「いじめ」に起因すると思われる子どもの自殺等が相次いで発生するなど、「いじめ」問題が大きな社会問題となっていることから、子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒。以下「ミニレター」という。）を子どもたちに配布し、これを通じて身近な人にも相談できずにいる子どもたちの「いじめ」などに関する悩みごとを的確に把握し、学校や教育委員会等の関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たることを目的として、小・中学校の児童・生徒、中等教育学校（前期課程）の生徒及び盲・聾・養護学校（小学部・中学部）の児童・生徒を対象に実施しました。

京都地方法務局では、平成19年3月31日までに215通の手紙が寄せられました。これに対し、法務局職員及び子どもの人権専門委員会委員が連携を図りながら返事を書くなど対応しました。

また、インターネットが国民生活に普及している現状を踏まえて、児童・生徒をはじめとする相談者がより相談しやすい環境を整備するため、京都地方法務局人権擁護課内に、インターネットによる人権相談受付システムを設置しました。

4 法 律 扶 助

「すべて国民は法の下に平等」であり、「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」ということが、民主主義国家における法の理念であります。このことは、日本国憲法第32条（裁判を受ける権利）もまた強く保護しています。この「法の均等な保護」を貧困者に対して保障しようというのが法律扶助の精神です。私たちが社会生活を営んでいく上で、いろいろな法律上の紛争が生じます。紛争にまきこまれてしまった場合に、自己の正当な権利を守るために弁護士に相談したり、最終的には裁判所に訴えて、その解決を図らなければならないことも少なくありません。

しかし、弁護士に相談したり、裁判をするためには、弁護士費用や訴訟費用など相当の負担がかかるため、生活にゆとりのない人にとっては、結局、裁判をあきらめて泣き寝入りするほかないということになります。

そこで、裁判に要する費用を用意できず、裁判に持ち込めずに困っている人々に対し、弁護士の報酬などを含めた訴訟費用の全部を立て替える「法律扶助制度」が設けられています。

法律扶助事業は、平成12年4月28日に「民事法律扶助法」が成立し、法律的にも目的が明確になりました。また、平成12年10月1日に相談登録弁護士制度が新設され、収入の少ない方は、法律相談を登録されている弁護士事務所で無料で相談を受けることが出来るようになりました。

法律扶助を受けるための要件は、資力の乏しい人及び裁判のための出費によって生活がおびやかされるような人が条件となります。また、この制度は、法律上正当な権利を持っているにもかかわらず、資力が乏しいために裁判でそれを正しく主張することができない人を守るためのものですから、勝訴の見込みがあることが要件とされています。

なお、平成16年6月2日に成立・施行された「総合法律支援法」に基づく「日本司法支援センター（法テラス）」が平成18年4月10日に設立し、同年10月2日から業務を開始しました。このことから、（財）法律扶助協会が法務省から補助金を受けて行っていた法律扶助事業は「日本司法支援センター（法テラス）」に引き継がれることになりました。

5 子どもの人権専門委員の活動

子どもをめぐる人権問題は「いじめ」、教育職員による体罰、保護者による虐待など大きな社会問題となっています。

そこで、平成6年度から子どもの人権にかかわる問題を専門に扱う「子どもの人権専門委員」を設置し、「子どもの人権110番」の開設により常に子どもの人権に関する情報の収集に努めるとともに、学校やPTA、行政機関と連携を深め、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に努めています。

さらに、子どもの人権問題は周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身もその被害を外部に訴え出るだけの力が備わっていなかったり、身近な人に話しにくい状況等から、重大な結果にいたって初めて気付く

という例が少なくありません。

そこで、「子どもの人権 110 番」を開設し、子どもの発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くため、電話相談を受け付けています。この「子どもの人権 110 番」は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで開設し、法務局職員が対応していますが、毎週月曜日午後 1 時から同 4 時までは、子どもの人権専門委員が相談に応じているほか、執務時間外は留守番電話で受け付けています。なお、平成 19 年 2 月 22 日から電話回線をフリーダイヤル化（0120-007-110）し、全国どこからでも無料で電話をかけられるようにするなど、子どもたちが相談しやすいように改善しました。

法務省では、夏休み最終週の平成 18 年 8 月 28 日（月）から 9 月 3 日（日）までの 1 週間を、全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間としました。京都地方法務局におきましては、この期間中、平日は午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで、土曜日・日曜日は午前 10 時から午後 5 時まで、人権擁護課において電話相談を受けました。

また、法務省では、昨年、「いじめ」が原因ではないかと思われる子どもたちの自殺事件が相次いで報道されたことから、同年 10 月 23 日（月）から 29 日（日）までの 1 週間を、全国一斉「いじめ」問題相談強化週間としました。京都地方法務局におきましては、平日午前 8 時 30 分から午後 7 時まで、人権擁護課において「子どもの人権 110 番」による電話相談を受けました。なお、土曜日・日曜日は午前 10 時から午後 5 時まで、近畿全体の相談を大阪法務局において受けました。

このほか、「子どもの人権 110 番」の周知を図るため、電話番号を記載したカードを京都府下の小・中学校の全児童・生徒に配布したり、京都地方法務局独自で周知用ポスターを作成し、京都府下の全小・中学校に配布しました。

また、全国中学生人権作文コンテストの応募作品の中から心に訴える言葉や文章を編集した冊子「ちゃいるどらいつーみんなの声『中学生人権意見集』」を作成し、人権学習に役立ててもらえるよう各中学校や図書館等に配布しました。

6 ネットワーク協議会の活動

平成8年5月17日の地域改善対策協議会の意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方」において、「今後の啓発をより効果的なものにしていくためには、多様な主体が連携協力するための横断的なネットワークの形成が必要である」と指摘されたことから、法務省では、各種人権啓発活動の総合的な推進を目的として、平成10年度を初年度とする3か年で都道府県単位に人権啓発活動ネットワーク協議会を設置してきました。

京都府では、京都地方法務局、京都府人権擁護委員連合会、京都府及び政令指定都市である京都市の4者で、平成11年7月30日、「京都人権啓発活動ネットワーク協議会」を発足しました。

このネットワークの目的は、これまで国や地方公共団体などがそれぞれの立場で啓発に当たってきたものをより効率的、効果的に行うため、相互に意見交換を行い啓発活動を企画したり、人権に関する情報発信などを行っています。

本協議会の平成18年度事業の一つとして、平成18年12月3日に「人権のつどい2006－京都人権啓発フェスティバルinまいづる－」を舞鶴市において開催し、中村メイコさんの講演会、劇団ポプラによるミュージカル、人権作文の発表、人権問題に取り組むNPO法人の活動紹介・ワークショップなど多彩な催し物を実施しました。

この他、視覚障害者のアクセスをも考慮したインターネットによるホームページを開設しています。ホームページのアドレスは、http://www.jinken.go.jp/kyoto/kyoto_index.htmlです。

また、平成11年7月に出された、人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申（第1号答申）では、「人権啓発活動ネットワーク事業を市町村レベルにも拡大することが必要である。」と指摘されました。

そこで、京都地方法務局では、平成12年4月26日に京都地方法務局、乙訓人権擁護委員協議会、長岡京市、向日市及び大山崎町を構成機関とした「乙訓人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を発足し、平成18年12月1日には宇治支局管内

の市町村及び城南人権擁護委員協議会も加わり、名称を「山城人権啓発活動地域ネットワーク協議会」と改称し、地域に密着した啓発活動をより効果的に推進していくことを目的として、さまざまな人権啓発活動を計画し、構成機関の連携協力のもとに実施しています。この協議会の啓発活動の一環として、平成18年12月9日には、向日市において「女（ひと）と男（ひと）いきいきフォーラム」を開催し、タレントの遙洋子さんを講師に招いて「聞かせて、遙さん！女と男のいい関係」と題しての講演会を開催しましたところ、多くの人で賑わっていました。

また、京都地方法務局宮津支局、京丹後支局、舞鶴支局、宮津人権擁護委員協議会、京丹後人権擁護委員協議会、舞鶴人権擁護委員協議会及び宮津市、京丹後市、舞鶴市、伊根町、与謝野町が構成員となって「宮津・京丹後・舞鶴人権啓発活動地域ネットワーク協議会」が平成15年11月20日に発足し、平成18年6月19日には福知山市、綾部市、福知山人権擁護委員協議会が加入し、名称を「丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会」と改称し、様々な啓発活動を実施しています。

この協議会の啓発活動の一環として、平成18年11月7日には、宮津市において、「人権市民のつどい」を開催し、音楽家の前川裕美さんのトーク＆コンサートを中心に、幼稚園児から中学生までのそれぞれの「人権学習発表会」などを行いました。

これら市町村レベルの地域ネットワーク協議会は、平成19年度中に園部支局と園部人権擁護委員協議会、支局管内の亀岡市、南丹市、京丹波町で「園部人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を発足する運びとなっており、京都市は「山城人権啓発活動地域ネットワーク協議会」に加入する予定となっていることから、京都府内の全ての市町村が平成19年度中に加盟することになります。

問い合わせ先

京都地方法務局人権擁護課
京都府人権擁護委員連合会

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197 Tel 075-231-0131(代)

宇治支局
宇治市宇治琵琶33-2 宇治法務合同庁舎 Tel 0774-24-4122

園部支局
船井郡園部町小桜町28 Tel 0771-62-0208

宮津支局
宮津市字中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎 Tel 0772-22-2561

京丹後支局
京丹後市峰山町吉原71 Tel 0772-62-0365

舞鶴支局
舞鶴市字西110番地の5 Tel 0773-76-0858

福知山支局
福知山市字内記10-29 福知山地方合同庁舎 Tel 0773-22-1293

子どもの人権110番  0120-007-110

女性の人権ホットライン Tel 0570-070-810